



ローコスト・ローリスク・ハイパフォーマンスな
プロ人材を活用しませんか？

令和7年度 山梨県

副業・兼業人材活用

促進事業費補助金 ご案内

申請受付期間

令和7年7月3日（木）

～

令和8年1月30日（金）

※期間内であっても予算の上限に達した場合は、
募集を終了することがあります。

補助対象者

山梨県内に事業所を有する事業者で、
プロフェッショナル人材拠点の支援を受けて
初めて副業・兼業人材を活用する者

補助対象経費

補助率10分の8以内
（最大50万円）

- ①有料職業紹介事業者へ支払う紹介手数料
- ②副業・兼業人材に支払う報酬
- ③副業・兼業人材の交通費・宿泊費

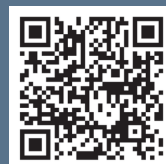
貴社の課題を、副業・ 兼業人材が解決します

- ✓ピンポイントな経営課題を解決
したい
- ✓必要な時に、必要な分だけノウ
ハウを提供してほしい
- ✓常勤雇用だと費用がかかりすぎ
る
- ✓新しい取り組みを始めたいが、
社内に知見・経験がない

申請の相談・お問い合わせ

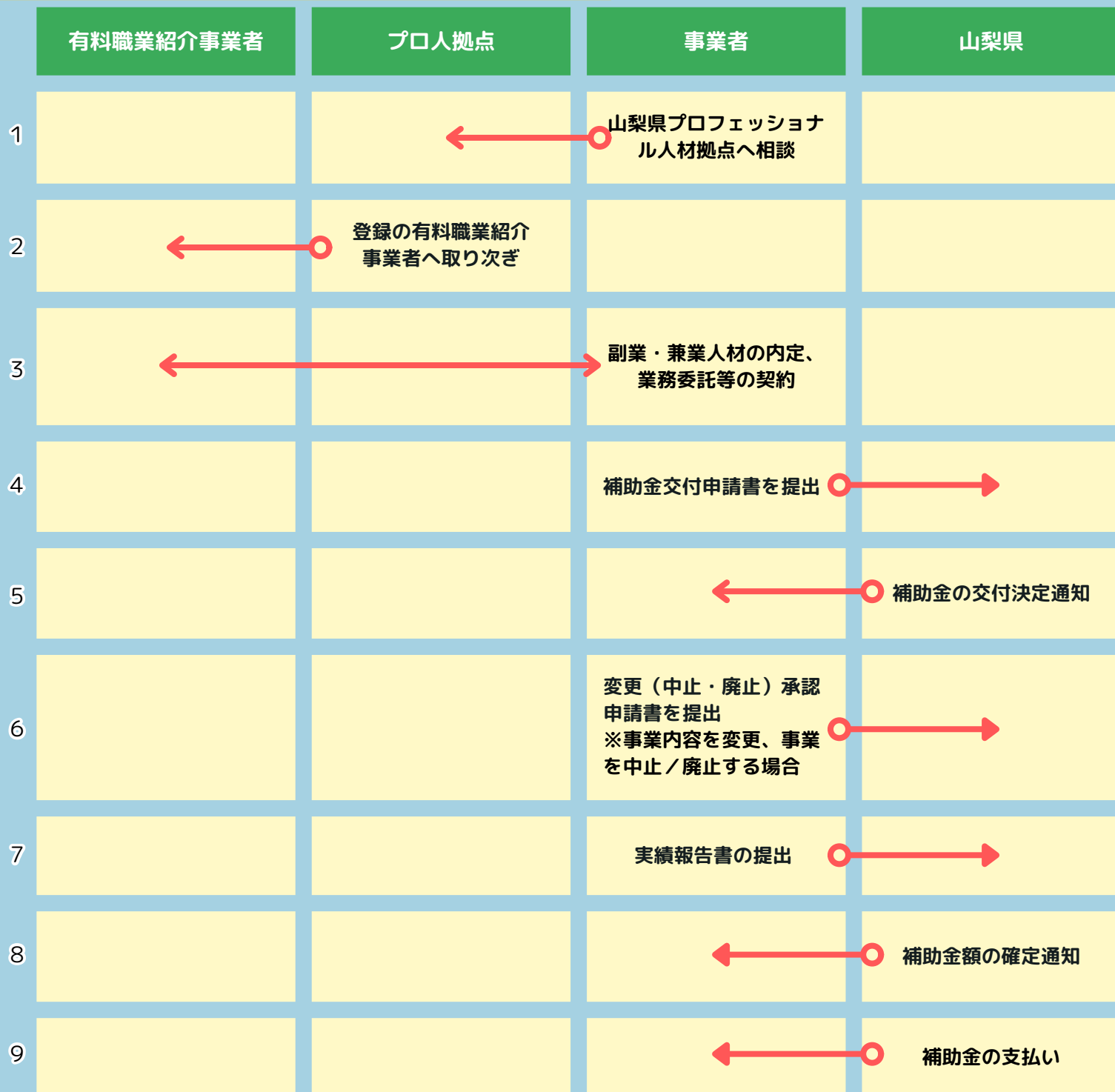
山梨県プロフェッショナル人材戦略拠点

〒400-0055山梨県甲府市大津町2192-8アイメッセ山梨3F（公益財団法人やまなし産業支援機構内）
TEL:055-243-1870 FAX:055-243-1885 E-mail:y-projinzai@yiso.or.jp



← 副業・兼業人材
特設サイトはこちら

申請の流れ



申請方法

- ・まずは、山梨県プロフェッショナル人材戦略拠点へ電話またはメールにより、ご相談ください。
- ・申請は、副業・兼業人材との業務委託等の契約締結後14日以内に県働く人・働き方支援課へ提出してください。
- ・詳細は、県ホームページ掲載の補助金交付要綱、申請の手引きをご覧ください。
(<https://www.pref.yamanashi.jp/rosei-jin/projinzai.html>)



申請にあたっての留意点

- ・補助対象となる事業は、契約期間が5か月を超えないものとします。
- ・補助対象は、交付決定日から、補助金の交付決定のあった日の属する年度の2月末日までに支払いを完了した経費に限ります。
- ・県からの交付決定がある前に支払った経費については、対象とならないため、ご注意ください。